

別表1 (第3条関係)

事業区分	事業の種別	支援対象事業の要件	補助金による支援の内容等	区分	支援対象経費	留意事項
人材配置支援	実践活動サポーター配置支援事業	地区単位での生活機能の確保に向けた「小さな拠点づくり」を推進するために、新たな実践活動の実施、既存の実践活動の充実又は継続を図る際に、実践活動をコーディネートする人材を配置する事業	(1) 補助金は、認定支援対象事業に要する経費の一部について交付する。 (2) 支援対象経費の額は、1人につき1年度当たり500千円以上3,000千円以下とする。	報償費等	委嘱等の配置に係る様態に応じて実践活動サポーターに対して支給される報償費、報酬、その他配置に係る委託費等	(1) 特別交付税(集落支援員)を充当する場合は、支援対象外とする。 (2) 配置する人材は、地区あたり1人を限度とする (3) ファシリテート研修の受講及び四半期ごとの活動報告を行うこと。
				活動経費	「小さな拠点づくり」に向けて行う実践活動サポーターの活動に要する旅費、需用費、役務費、使用料、その他の事務的経費で次に掲げるもの (1) 活動用車両の借上費 (2) 活動旅費等移動に要する経費 (3) 作業道具、消耗品等に要する経費 (4) 研修受講に要する経費 (5) その他適当と認められるもの	
	複数エリアコーディネーター配置支援事業	市町村が、複数地区で連携して行う生活機能の確保に向けた「小さな拠点づくり」を推進するために、新たな実践活動の実施、既存の実践活動の充実又は継続を図る際に、実践活動をコーディネートする人材を配置する事業	(1) 補助金は、認定支援対象事業に要する経費の一部について交付する。 (2) 支援対象経費の額は、1人につき1年度当たり500千円以上3,000千円以下とする。	報償費等	委嘱等の配置に係る様態に応じて複数エリアコーディネーターに対して支給される報償費、報酬、その他配置に係る委託費等	(1) 特別交付税(集落支援員)を充当する場合は、支援対象外とする。 (2) 配置する人材は、連携する地区あたり1人を限度とする。 (3) 連携する地区のうち、いずれかの地区の地区計画に本事業を活用して取り組む実践活動に関する記載があること。
				活動経費	「小さな拠点づくり」に向けて行う複数エリアコーディネーターの活動に要する旅費、需用費、役務費、使用料、その他の事務的経費で次に掲げるもの (1) 活動用車両の借上費 (2) 活動旅費等移動に要する経費 (3) 作業道具、消耗品等に要する経費 (4) 研修受講に要する経費 (5) その他適当と認められるもの	

実践活動支援	実践活動支援事業	<p>市町村が直接若しくは各種団体等に対する委託により実施する事業又は市町村が補助金を財源とし、その目的に従って各種団体等に対して補助金を交付し、若しくは負担金を支出して行う事業で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 市町村が各種団体等と連携して実施する生活機能の確保に向けた「小さな拠点づくり」を推進するために、新たな実践活動の実施、既存の実践活動の充実又は継続を図る取組（仕組みづくりのための検討、調査、周知広報、試行等を含む。）</p> <p>(2) (1)の実施のために必要となる簡易な修繕改修又は車両若しくは設備の取得</p>	<p>(1) 補助金は、認定支援対象事業に要する経費の一部について交付する。</p> <p>(2) 支援対象経費の額は、次のいずれかのうち少ない方の額とする。 ア 8,000千円と支援対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p> <p>(3) (2)の規定にかかわらず、複数エリアで行う取組の場合の支援対象経費の額は、次のいずれかのうち少ない方の額とする。 ア 10,000千円と支援対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p> <p>(4) 認定支援対象事業の実施期間が2年度にわたる場合であっても、支援対象経費の総額の上限は、(2)又は(3)に定める額とする。</p>	—	<p>認定支援対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。</p> <p>(1) 賃金（作業等の日々雇用を除く。）及び職員人件費。</p> <p>(2) 食糧費。ただし、事業に不可欠と認められるものを除く。</p> <p>(3) 各種団体等の組織又は施設の管理運営に要する経費</p> <p>(4) 出資、出捐又は貸付に要する経費</p> <p>(5) 用地取得又は補償に要する経費</p> <p>(6) 事務費。ただし、県と協議の上で事業実施に必要と認められる経費を除く。</p> <p>(7) 仕入経費等</p> <p>(8) 車両購入に伴う公課費（自動車税等）、各種保険料、登録手数料、及び諸手続き費用</p> <p>(9) その他知事が不相当と認める経費</p>	<p>(1) 複数の市町村が共同で一の支援対象事業を実施しようとする場合は、別に定める交付申請書に共同で実施する市町村を記載すること。また、当該認定支援対象事業について、共同で実施する市町村の支援対象経費の総額は、市町村の数にかかわらず、「補助金による支援の内容等」欄に定める額とする。</p> <p>(2) 市町村が株式会社等営利を目的として活動する法人に補助金等を交付して行う事業は、採算性等に鑑み民間事業者の参入が困難と認められる地域で行う事業に限ること。</p> <p>(3) 施設改修又は車両、設備等の取得を含む場合、それらの改修又は取得のみを目的とする事業でないこと。</p> <p>(4) 複数地区で連携して行う事業の場合、連携する地区のうちいずれかの地区の地区計画に本事業を活用して取り組む実践活動に関する記載があること。</p> <p>(5) 補助金による支援の終了後も継続して課題の解決に取り組む仕組み、体制が構築されていること。</p> <p>(6) 市町村が各種団体等に対して委託し、又は補助金を交付し、若しくは負担金を支出する事業については、島根県地域商業等支援事業の対象事業となるものを除く。</p> <p>(7) 地区住民の会合参加に係る謝金等対価性の認められないもの、食糧費（事業に不可欠と認められるものを除く。）その他の社会通念上補助金等の交付対象として適当とはいえないものを除く。</p>
拠点整備支援	拠点整備支援事業	<p>市町村が直接又は市町村が補助金を財源とし、その目的に従って各種団体等に対して補助金を交付し、若しくは負担金を支出して行う事業で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 生活機能の確保に向けた「小さな拠点づくり」を推進するために、新たな実践活動の実施、既存の実践活動の充実又は継続を図る際に、必要な取組の拠点となる施設等の改修に係る工事等</p> <p>(2) (1)の施設等の改修に係る各種サービス構築のための委託事業、備品購入等</p>	<p>(1) 補助金は、認定支援対象事業に要する経費の一部について交付する。</p> <p>(2) 支援対象経費の額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とし、支援対象経費の実支出額（過疎債（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第14条1項に規定する地方債をいう。以下同じ。）充当の場合は、過疎債ハードの起債額。辺地債（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する地方債をいう。以下同じ。）充当の場合は、辺地債の起債額。）が10,000千円超となるものとする。</p> <p>(3) 補助金の交付は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、令和2年度から令和6年度までの間に、原則として19カ所までとする。 ただし、複数地区の連携による事業については、この限りでない。</p>	—		